

## 1. はじめに

### 1-1. 中間見直しの背景

平成19年3月に「前橋市地域水道ビジョン」を策定し各種施策を推進し、策定後8年が経過した平成27年3月には、本市水道事業を取り巻く環境も大きく変化していることから、市域全体の課題を確認するとともに、引き続き安全・安心な水道事業を維持しレベルアップしていくために、厚生労働省の新たな方針である「新水道ビジョン」の基本理念を踏まえて「前橋市地域水道ビジョン」を新たに「前橋市水道ビジョン」（以下、「本ビジョン」とします。）として改訂しました。

現在、本ビジョンに基づき各種事業に取り組んでいるところですが、本格的な人口減少社会の到来や更なる水道施設・管路の老朽化など、本市の水道事業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい状況となっています。こうした状況を踏まえ、令和4年4月に、23年振りとなる水道料金の値上げ改定を実施し、計画的な水道施設・管路の更新や安定的な水道事業経営を行います。

こうした変化への対応、そして社会情勢の変化等を踏まえ、本ビジョンのフォローアップとして見直しを行いました。

## 1-2. 前橋市水道ビジョンの位置付けと計画期間

### 1-2-1. 計画の位置付け

「新水道ビジョン」では、水道水の安全確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、3つの観点から水道の理想像を具体的に示し、これらを具現化するために取り組むこととしています。

本ビジョンは、「第七次前橋市総合計画（2021 改訂版）」、並びに厚生労働省の「新水道ビジョン」に示される内容と整合を図りながら、本市水道事業が抱える様々な課題を解決するためのマスタープランと位置付けています。また、「防災・減災・国土強靱化のための5ヶ年加速化対策」に対応し、施設・管路の更新率の更なる引上げにより基盤強化を図ります。



図 1-1 計画の位置付け

### 1-2-2. 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年間としています。また、個々の事業の実施にあたっては、5 年ごとに実績評価を踏まえた計画の見直しや財政的な検討を行うこととしております。なお、1 回目の見直しについては、令和 4 年 4 月の水道料金改定により財政状況が大きく変わることから、これを反映するため 6 年経過後の令和 3 年度に実施することとしました。